

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 札幌市白石区平和通10丁目北6番17号
 名 称 北海道アオキ化学 株式会社
 代表取締役 田口 淳之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証します

札幌市長 秋元克広



許可の年月日 令和5年7月11日
 許可の有効年月日 令和10年6月30日

1 事業の範囲

- (1) 特別管理産業廃棄物の種類（一般廃棄物及び産業廃棄物であるものを除く。）
 ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
 イ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
 ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
 エ 感染性産業廃棄物
 オ 特定有害産業廃棄物
 (ア) 廃水銀等
 (イ) その他の特定有害産業廃棄物（詳細は裏面参照）
 (2) 積替え又は保管の有無 有
 ① 上記(1)オ(イ)（汚泥）
 ② 上記(1)ア、オ(イ)（廃油）
 ③ 上記(1)イ、オ(イ)（廃酸）
 ④ 上記(1)ウ、オ(イ)（廃アルカリ）
 ⑤ 上記(1)イ、ウ（廃バッテリー）
 ⑥ 上記(1)エ
 ⑦ 上記(1)オ(ア)

2 積替え又は保管に関する事項

場 所	面 積	保管上限	高 さ	産業廃棄物の種類
札幌市白石区平和通 10丁目北6番17号	1.56 m ²	0.50 m ³	屋内保管	上記1(2)①
	1.96 m ²	0.60 m ³	〃	上記1(2)②
	1.56 m ²	0.50 m ³	〃	上記1(2)③
	1.57 m ²	0.50 m ³	〃	上記1(2)④
	0.60 m ²	0.08 m ³	〃	上記1(2)⑤
	12.38 m ²	27.02 m ³	〃	上記1(2)⑥
	0.60 m ²	0.10 m ³	〃	上記1(2)⑦

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成5年7月1日	新規許可	平成25年7月5日	変更許可
平成10年7月1日	更新許可	事業範囲の変更（積替え又は保管を行う特定有害産業廃棄物の有害物質の追加）	
平成12年12月22日	変更許可	平成30年7月1日	更新許可
事業範囲の変更（積替え又は保管に関する事項：特定有害産業廃棄物（汚泥、上記1(1)ア～ウ）の追加）		令和3年9月3日	変更許可
平成15年7月1日	更新許可	事業範囲の変更（積替え又は保管を行う特定有害産業廃棄物（廃水銀等及び1,4-ジオキサン）の追加）	
平成15年7月9日	変更許可	令和5年7月11日	更新許可
事業範囲の変更（上記1(1)エの積替え又は保管の追加）、（積替え又は保管を行う特定有害産業廃棄物の有害物質の追加）			
平成20年7月1日	更新許可		
平成25年7月1日	更新許可		

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

事業の範囲(特定有害産業廃棄物)

有害物質 \ 産業廃棄物の種類	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物を含むもの	○	×	×	×	◎	◎	◎
カドミウム又はその化合物を含むもの	○	×	×	×	◎	◎	◎
鉛又はその化合物を含むもの	○	×	×	×	◎	◎	◎
有機燐化合物を含むもの	×	×	×	×	◎	◎	◎
六価クロム化合物を含むもの	○	×	×	×	◎	◎	◎
砒素又はその化合物を含むもの	○	×	×	×	◎	◎	◎
シアン化合物を含むもの	×	×	×	×	◎	◎	◎
トリクロロエチレンを含むもの	×	×	×	◎	◎	◎	◎
テトラクロロエチレンを含むもの	×	×	×	◎	◎	◎	◎
ジクロロメタンを含むもの	×	×	×	◎	◎	◎	◎
四塩化炭素を含むもの	×	×	×	◎	◎	◎	◎
1・2-ジクロロエタンを含むもの	×	×	×	◎	◎	◎	◎
1・1-ジクロロエチレンを含むもの	×	×	×	◎	◎	◎	◎
シス-1・2-ジクロロエチレンを含むもの	×	×	×	◎	◎	◎	◎
1・1・1-トリクロロエタンを含むもの	×	×	×	◎	◎	◎	◎
1・1・2-トリクロロエタンを含むもの	×	×	×	◎	◎	◎	◎
1・3-ジクロロプロペンを含むもの	×	×	×	◎	◎	◎	◎
テトラメチルチウラムジスルフィド(チウラム)を含むもの	×	×	×	×	◎	◎	◎
2-クロロ-4・6-ビス-s-トリアジン(シマジン)を含むもの	×	×	×	×	◎	◎	◎
S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(チオベンカルブ)を含むもの	×	×	×	×	◎	◎	◎
ベンゼンを含むもの	×	×	×	◎	◎	◎	◎
セレンまたはその化合物を含むもの	○	×	×	×	◎	◎	◎
1・4-ジオキサンを含むもの	×	×	×	◎	◎	◎	◎
ダイオキシン類を含むもの	×	×	×	×	×	×	×

※ 上表の産業廃棄物の種類欄の産業廃棄物で、有害物質欄の物質を環境省令で定める基準を超えて含むものを特定有害産業廃棄物という。

※ 積替え又は保管を行うことのできる特定有害産業廃棄物は◎に限る。

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。